

計画作成年度	平成 22 年度
計画主体	梶原町

梶原町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 梶原町役場環境推進課林業振興係
所在地 高知県高岡郡梶原町梶原1444-1
電話番号 0889-65-1251
FAX番号 0889-40-2010
メールアドレス m-moriyama@town.yusuhara.kochi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス、ハト、サギ、カワウ
計画期間	平成 23 年度～平成 25 年度
対象地域	高知県高岡郡梶原町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成 21 年度)

鳥獣の種類	被害の状況		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	192 万円	1.60ha
	イモ類	2.2 万円	0.10ha
	野菜・山菜 (シイタケ、タケノコ等)	960 万円	24.0ha
ニホンジカ	野菜	120 万円	3.00ha
	植林 (スギ、ヒノキ、クヌギ)	225 万円	5.00ha
サル	水稲	144 万円	1.20ha
	イモ類	2.2 万円	0.10ha
	野菜・山菜 (シイタケ、タケノコ等)	400 万円	10.0ha
ハクビシン	野菜・山菜 (シイタケ、タケノコ等)	120 万円	3.00ha
	果樹 (柿、栗等)	8 万円	0.20ha
ノウサギ	植林 (スギ、ヒノキ、クヌギ)	45 万円	1.00ha
カラス	水稲	24 万円	0.20ha
	果樹 (柿、栗等)	16 万円	0.40ha
ドバト	水稲	12 万円	0.10ha
	果樹 (柿、栗等)	8 万円	0.20ha
ゴイサギ	水稲	24 万円	0.20ha
	川魚 (アユ、アサギ)	200 万円	
カワウ	川魚 (アユ、アサギ)	100 万円	

(2) 被害の現状

①イノシシ

イノシシによる被害は平成20年から増加している。有害鳥獣捕獲による捕獲数も増えてきたが、生息頭数も増加傾向にあると思われる。また、狩猟者が高齢化により減少しており、今後も被害の拡大が予想される。

被害状況は、梶原全域に広がっており、年間を通して発生しているが、農繁期となる8月から10月にかけては水稲や野菜、イモ類が被害を多く受けている。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は平成20年頃から急激に増加している。また、イノシシと同様に、有害鳥獣捕獲による捕獲数も増えてきたが、生息頭数も増加傾向にあると思われ、今後ますます被害が拡大していくと予想される。

被害状況としては南部地域に集中していたが、近年は梶原町内全域に広がってきている。年間を通して被害が発生しており、野菜等への被害の他、特に植林への被害が顕著である。

③サル

サルによる被害は近年増加傾向にある。住宅付近へ出没する事や、すぐに逃げられる為、捕獲が難しく捕獲数は増えていない状況である。

被害状況はニホンジカと同じく南部地域が多かったが、近年では梶原町内全域へ広がってきている。被害の発生は春と秋が多く、果樹などが被害を受けている。

④ハクビシン

ハクビシンによる被害は近年増加傾向にある。

被害状況は梶原町内全域で発生しており、特に農繁期の8月から10月にかけて、野菜、果樹等が被害を受けている。今後ますます被害が拡大していくと予想される。

⑤ノウサギ

ノウサギによる被害は近年増加傾向にある。

被害状況は梶原町内全域で発生しており、森林の幼齢木への被害が多く、若芽を嚙られて枯れてしまう被害が増加している。今後ますます被害が拡大していくと予想される。

⑥カラス

カラスによる被害は毎年発生している。

被害状況は梶原町内全域で発生しており、特に8月頃から果樹への被害や水稲への被害が多くなっている。今後ますます被害が拡大していくと予想される。

⑦ドバト

ハトによる被害もカラスと同じく毎年発生している。有害鳥獣捕獲による捕獲数も近年増えてきていることから、生息数も増加傾向にあると思われる。

被害状況は8月頃が多く、果樹への被害や水稲を踏み倒すなどの被害もある。

⑧ゴイサギ

サギによる被害は近年増加傾向にある。

被害状況は農繁期の8月から10月頃が多く、水稲を踏み倒したり、アユやアメゴの食害が顕著である。

⑨カワウ

カワウによる被害は近年増加傾向にある。

カワウによる被害状況はアユやアメゴの食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	鳥獣の種類	現状値(平成 22 年度)	目標値(平成 25 年度)
被害金額	イノシシ	1,154 万円	807 万円
	ニホンジカ	345 万円	241 万円
	サル	546 万円	382 万円
	ハクビシン	128 万円	89 万円
	ノウサギ	45 万円	31 万円
	カラス	40 万円	28 万円
	ドバト	20 万円	14 万円
	ゴイサギ	224 万円	156 万円
	カワウ	100 万円	70 万円
被害面積	イノシシ	25.7ha	18ha
	ニホンジカ	8.0ha	5.6ha
	サル	11.3ha	8.0ha
	ハクビシン	3.2ha	2.2ha
	ノウサギ	1.0ha	0.7ha
	カラス	0.6ha	0.4ha
	ドバト	0.3ha	0.2ha
	ゴイサギ	0.2ha	0.1ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																		
捕獲等に関する取組	<p>■有害鳥獣捕獲事業 事業内容：捕獲した鳥獣に対し報奨金を支払う。</p> <table border="0"> <tr><td>イノシシ</td><td>10,000 円/頭</td></tr> <tr><td>ニホンジカ</td><td>10,000 円/頭</td></tr> <tr><td>サル</td><td>30,000 円/頭</td></tr> <tr><td>ハクビシン</td><td>4,000 円/頭</td></tr> <tr><td>ノウサギ</td><td>4,000 円/羽</td></tr> <tr><td>カラス</td><td>2,000 円/羽</td></tr> <tr><td>ドバト</td><td>2,000 円/羽</td></tr> <tr><td>ゴイサギ</td><td>1,000 円/羽</td></tr> <tr><td>カワウ</td><td>2,000 円/羽</td></tr> </table> <p>実施区域：梶原町全域</p> <p>【H19 年度】 事業費 436 千円（県 124 千円、町 312 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 11 頭 ・ニホンジカ 1 頭 ・サル 6 頭 ・ハクビシン 3 頭 ・カラス 47 羽 ・ドバト 10 羽 ・ゴイサギ 10 羽 <p>【H20 年度】 事業費 1,149 千円（県 385 千円、町 764 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 59 頭 ・ニホンジカ 16 頭 ・サル 6 頭 ・ハクビシン 1 頭 ・カラス 44 羽 ・ドバト 57 羽 ・ゴイサギ 13 羽 <p>【H21 年度】 事業費 2,222 千円（県 865 千円、町 1,357 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 94 頭 ・ニホンジカ 89 頭 ・サル 6 頭 ・ハクビシン 2 頭 ・ノウサギ 3 羽 ・カラス 32 羽 ・ドバト 58 羽 ・ゴイサギ 10 羽 ・カワウ 1 羽 	イノシシ	10,000 円/頭	ニホンジカ	10,000 円/頭	サル	30,000 円/頭	ハクビシン	4,000 円/頭	ノウサギ	4,000 円/羽	カラス	2,000 円/羽	ドバト	2,000 円/羽	ゴイサギ	1,000 円/羽	カワウ	2,000 円/羽	<p>当町は地元猟友会の協力を得て有害鳥獣捕獲を実施してきた。捕獲実績も毎年上がっており一定の成果が見られる。</p> <p>しかし、狩猟者の高齢化や、猟離れにより狩猟者が減少している。今後、有害鳥獣被害はますます拡大していく事が予想されることから、農林業従事者等が狩猟免許を取得し、自らが捕獲することで被害を最小限にしていける体制づくりが求められている。</p> <p>また、防護柵や防護網などの設置を推進し、被害の発生を食い止める対策が必要である。</p>
イノシシ	10,000 円/頭																			
ニホンジカ	10,000 円/頭																			
サル	30,000 円/頭																			
ハクビシン	4,000 円/頭																			
ノウサギ	4,000 円/羽																			
カラス	2,000 円/羽																			
ドバト	2,000 円/羽																			
ゴイサギ	1,000 円/羽																			
カワウ	2,000 円/羽																			

(5) 今後の取組方針

今後も有害鳥獣捕獲者への奨励制度を継続していくとともに、新規狩猟者の確保と併せて狩猟者が猟を継続していけるように負担を軽減させる対策が必要である。その為にも今年より本町が実施した、登録狩猟税の半額負担を継続させていきたい。

また、梶原町は愛媛県とも隣接した町であるので、愛媛県との連携や隣接市町村との連携での捕獲も行っていく必要がある。

本町ではあまり使用されていない防護柵、防護網の設置を推進し、事前に被害を食い止める策を講じていかなければならない。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会が、地元住民から依頼を受けて有害鳥獣の捕獲を実施する体制が整備されている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン ノウサギ カラス ドバト ゴイサギ カワウ	農林業者への狩猟免許取得を積極的に推進して、被害発生時には速やかな対応ができるようにする。隣接した市町村とも協力し、広域の駆除体制を整える。 また、防護網などの活用により田畑への被害を減少させるように努めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

①イノシシ

年間捕獲頭数は、平成 19 年度 11 頭、平成 20 年度 59 頭、平成 21 年度 94 頭と年々増加してきた。生息数や被害も増加しており、今後も増加することが予想される。よって平成 22 年度捕獲予定数の 300 頭を 3 年間の捕獲計画数とする。

②ニホンジカ

年間捕獲頭数は、平成 19 年度 1 頭、平成 20 年度 16 頭、平成 21 年度 89 頭と年々増加してきた。今後も増加すると予想される。よって平成 22 年度捕獲予定数の 150 頭を 3 年間の捕獲計画数とする。

③サル

年間捕獲頭数は、平成 19 年度 6 頭、平成 20 年度 6 頭、平成 21 年度 6 頭と捕獲数に変化は無いが、被害は増加している。捕獲の難しさはあるが捕獲計画数は 20 頭とする。

④ハクビシン

年間捕獲頭数は、平成 19 年度 3 頭、平成 20 年度 1 頭、平成 21 年度 2 頭と捕獲数に大きい変化は無いが、平成 22 年度 37 頭と増加している。よって平成 22 年度捕獲予定数の 50 頭を 3 年間の捕獲計画数とする。

⑤ノウサギ

年間捕獲頭数は、平成 19 年、20 年は 0 羽で平成 21 年度 3 羽となっている。捕獲計画数は 5 羽とする。

⑥カラス

年間捕獲頭数は、平成 19 年度 47 羽、平成 20 年度 44 羽、平成 21 年度 32 羽と捕獲数は減少しているが、平成 22 年度増加している。よって平成 22 年度捕獲予定数の 50 羽を 3 年間の捕獲計画数とする。

⑦ドバト

年間捕獲頭数は、平成 19 年度 10 羽、平成 20 年度 57 羽、平成 21 年度 57 羽と年々増加している。今後において増えると予想される。よって平成 22 年度捕獲予定数の 60 羽を 3 年間の捕獲計画数とする。

⑧ゴイサギ

年間捕獲頭数は、平成 19 年度 10 羽、平成 20 年度 13 羽、平成 21 年度 10 羽と捕獲数に大きい変化は無いが、被害は増加傾向にある。よって平成 22 年度捕獲予定数の 20 羽を 3 年間の捕獲計画数とする。

⑨カワウ

年間捕獲頭数は、平成 19 年、20 年は 0 羽で平成 21 年度 1 羽となっている。捕獲計画数は 3 羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ	300	300	300
ニホンジカ	150	150	150
サル	20	20	20
ハクビシン	50	50	50
ノウサギ	5	5	5
カラス	50	50	50
ドバト	60	60	60
ゴイサギ	20	20	20
カワウ	3	3	3

捕獲等の取組内容	
捕獲方法	銃器・わな
捕獲対象	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ カラス、ドバト、ゴイサギ、カワウ
捕獲時期	4月1日～11月14日 翌年3月16日～3月31日 ※サルについては11月15日～翌年3月15日にも有害捕獲を行う。
捕獲区域	梶原町全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ ニホンジカ サル	電気柵・防護柵・防護ネット等 1.0km	電気柵・防護柵・防護ネット等 1.0km	電気柵・防護柵・防護ネット等 1.0km

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン ノウサギ カラス ドバト ゴイサギ カワウ	<p>広報誌等を活用し、農林業者、地域住民の方に対して鳥獣被害を防止するための知識の普及啓発に努める。</p> <p>また、防護柵や防護ネットなどを積極的に導入し、鳥獣被害の軽減を図る。</p> <p>狩猟者の確保、維持を図るため、狩猟免許取得更新に係る負担を軽減する取組みを実施する。</p>

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	梶原町有害鳥獣被害対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
梶原町役場環境推進課	協議会事務局、及び協議会に関する連絡、調整
梶原町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、及び有害鳥獣捕獲の実施、及び農林業者に対する狩猟免許取得の奨励
梶原町有害鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣保護に関する業務
津野山農業協同組合	農業者からの情報収集、営農指導、防止対策事業の推進
梶原町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
四万十森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等
須崎農業振興センター	有害鳥獣関連情報の提供
須崎林業事務所	有害鳥獣関連情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県鳥獣対策課	オブザーバーとして有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種団体と協力して対策を推進するだけでなく、地域住民と一体となって被害防止に取り組むよう努める。

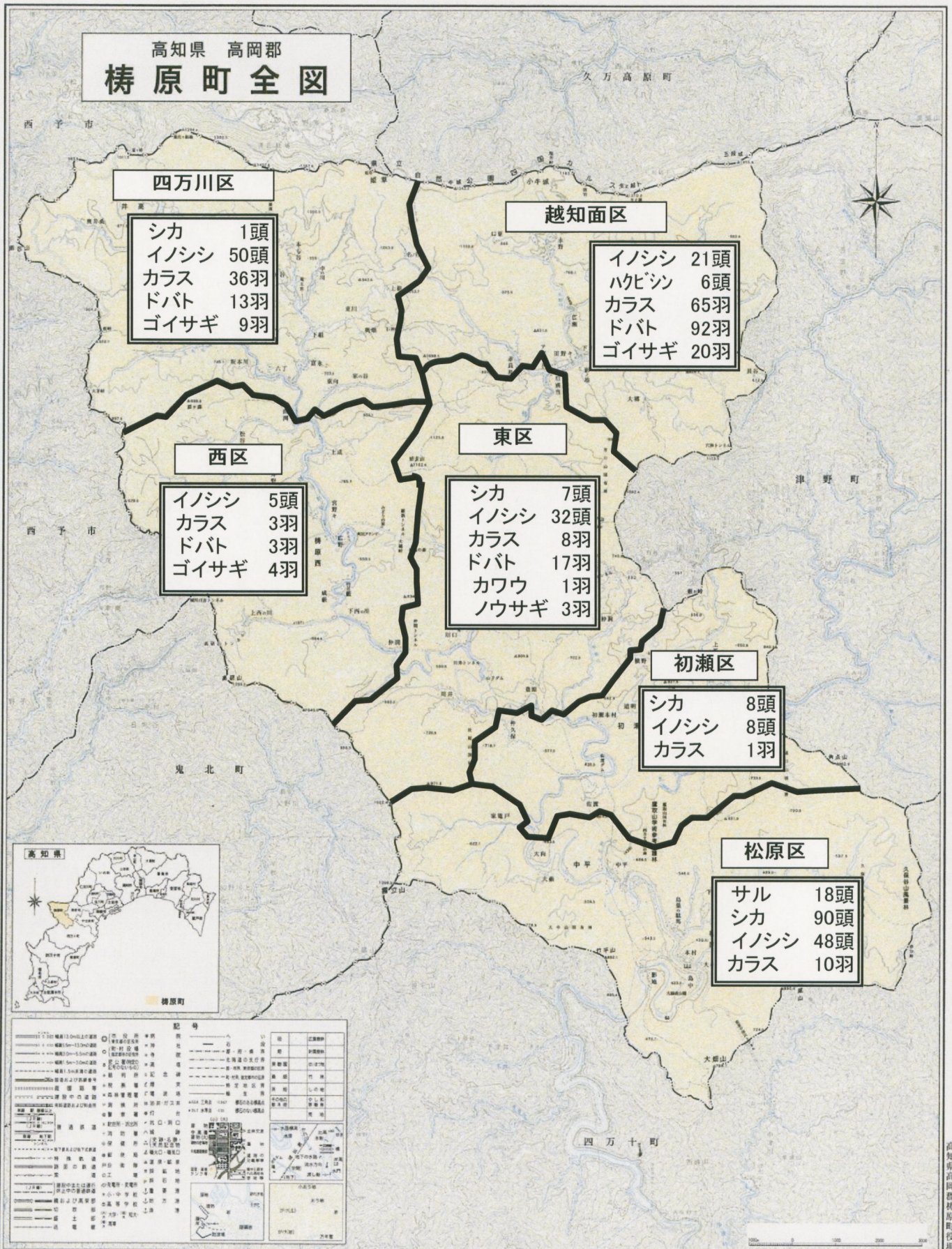
6. 捕獲等した対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカは狩猟者が自家消費及び自己処理する。
その他の鳥獣については、埋設又は消却処分としている。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

各関係機関が協議会を通じて情報交換や、被害対策について協議を行い、連携していくことによって被害の軽減に努めていく。

梶原町有害鳥獣捕獲マップ(H19~H21)



この図表は、国土院提供の衛星画像を基に、関係自治体より提供された捕獲データをもとに作成されたもので、正確性を保証するものではありません。[調査期間：平成19年～平成21年]

高知市高岡郡梶原町役場 梶原町環境課 梶原町環境課 梶原町環境課